

香川大学情報基盤運営専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学総合情報基盤センター運営委員会規則第7条第2項の規定に基づき、香川大学情報基盤運営専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 専門委員会は、香川大学総合情報基盤センター(以下「センター」という。)に関し、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの電子計算機システムの運用に関すること。
- (2) キャンパス情報ネットワークの運用に関すること。
- (3) その他センターが行うサービス業務に関すること。

(組織)

第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 香川大学総合情報基盤センター規則第4条第1項に規定する各部門から選出された教員各1人
- (3) センターの技術職員
- (4) 各学部から選出された教員各1人
- (5) 地域マネジメント研究科及び香川大学・愛媛大学連合法務研究科から選出された教員各1人
- (6) 医学部附属病院医療情報部から選出された教員1人
- (7) 経営管理室企画情報グループから選出された者1人
- (8) 学術室情報図書グループから選出された者1人
- (9) 教育・学生支援室学務グループから選

出された者1人

- (10) その他センター長が必要と認めた者
- 2 前項第2号、第4号から第6号及び第10号の委員は、それぞれの部局の長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 3 第1項第7号から第9号までの委員は、それぞれの所属課長の推薦に基づき、学長が任命する。
 - 4 第1項第2号及び第4号から第10号までの委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第6条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、専門委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年3月1日から施行し、平成16年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。